

# 上小阿仁村木材利用促進基本方針

## 第1 策定の目的

この基本方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、国が定めた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）及び秋田県が定めた県産材利用推進方針に即し、健全な森林の育成、循環型社会の構築や地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的とする。

## 第2 木材利用促進方針

### 1 地元産材の利用を促進すべき公共建築物

地元産材の利用を促進すべき公共建築物は、具体的に以下のような建築物を含むものとする。

広く村民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム・保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館・水泳場等）、社会教育施設、公営住宅等のほか、村の事務・事業に使用される庁舎等。

### 2 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、原則木造化を図るとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において内装等の木質化を推進する。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものについては、木造化推進の対象としないものとする。

### 3 公用備品等における地元産木製品導入の推進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品については、地元産木製品の利用に努める。

また、屋外に設置する案内看板等についても積極的に地元産材を使用する。

### 4 公共土木事業等における間伐材利用の推進

公共土木事業等においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求められていることから、防風柵工のほか法面保護工や護岸工、水路工など公共土木施設等への小径木等スギ間伐材の利用を積極的に推進する。

### 5 住宅への地元産材利用の推進

地域の人々が安心し、かつ愛着を持って住める住宅づくりを推進していくため、住宅建築を担う者や木材加工に携わる者等と連携し、住宅への地元産材利用を推進する。

## 6 木質資源の多角的利用の推進

木質資源の有効利用を図るため、製材工場等で発生する樹皮、廃材等のほか建築廃材について木質バイオマスへの利用を推進する。

また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しながら、その推進を図る。

### 第3 木材利用推進の基準

公共建築物の木造化及び内装木質化、公用備品等における地元産木製品導入にあたっては別紙の基準により推進する。

### 第4 地元産材の利用推進に向けた取り組み

#### 1 村の取り組み

村は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、民間団体その他関係者の協力を得つつ、関係部局の連携を図りながら、地元産材の利用推進に関する施策の効果的な推進を図る。

(1) 木材利用推進のための計画策定

(2) 木材供給体制の整備

(3) 木材利用の具体的な事例や建築コスト、木材調達方法に関する情報収集・分析・提供など

(4) 木材の特性やその利用推進の意義についての村民理解の醸成

#### 2 関係者相互の連携した取り組み

林業事業体、木材加工業者その他関係者は、本方針を踏まえ、村や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

#### ◆別紙基準

- ① 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関する基準（別紙1）
- ② 公共建築物の木造化についての基準（別紙2）
- ③ 公共建築物の木質化推進基準（別紙3）
- ④ 地元産木製品等の導入推進基準（別紙4）

#### ◆用語の説明

##### ○「地元産材」

県内の森林から生産された原木及び県内の森林を中心として生産された原木（広葉樹にあっては、輸入された原木及び一次加工品を含む。）を県内で製材・加工した木材製品をいう。

○「木造化」

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を使用することをいう。

○「木質化」

構築物の新築、増築、改築又は改装に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

附 則

この上小阿仁村木材利用推進方針は、平成 24 年 2 月 21 日から施行する。

## 別紙1

### 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関する基準

#### 第1 目的

上小阿仁村木材利用促進基本方針のうち村の公共建築物の木造化及び内装木質化に関する具体的な判断基準を提示し、地元産材の利用推進に資することを目的とする。

#### 第2 対象となる建築物

村が新築、増築、改築又は改修する建築物

#### 第3 新築又は改築の場合

##### (1) 木造化について

- ア 公共建築物の木造化についての基準は「公共建築物の木造化についての基準」別紙2のとおりとする。ただし、特殊な目的を有する建築物は、この限りでない。
- イ 建築基準法上防火地域及び準防火地域において木造化が困難とされる建築物については、別紙2を適用しない。
- ウ ア及びイの基準により木造化すべき建築物であっても、他工法と比較して大幅にかかり増しとなる場合や、保安上の理由から木造が困難な場合などは、木造と他工法との混構造等を検討する。

##### (2) 内装木質化について

木造建築物、非木造建築物とも、内装木質化にあたっては、「公共建築物の木質化推進基準」別紙3により可能な限り木質化を図る。

#### 第4 増築の場合

##### (1) 木造化について

増築後の延べ面積を基準として、新築又は改築の場合に準じて木造化に努める。

##### (2) 内装木質化について

木造建築物、非木造建築物とも、内装木質化にあたっては、別紙3により可能な限り木質化を図る。

#### 第5 改修の場合

建築物を改修する場合は、木造建築物、非木造建築物とも、内装木質化にあたっては、別紙3により可能な限り木質化を図る。

#### 第6 地元産材の使用

木造化及び内装木質化すべき公共建築物については、原則として地元産材を使用することとする。

## 別紙2

## 公共建築物の木造化についての基準

建築物の用途		建築物の規模 1棟当たりの延べ面積)		
		1,000 m <sup>2</sup> 以下	1,000 m <sup>2</sup> 超~3,000 m <sup>2</sup> 以下	3,000 m <sup>2</sup> 超
庁舎（研修所等を含む）		3階建て以下のものは、木造とする。		3階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
学校（校舎、セミナーハウス）		2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、木造（2,000 m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造（面積によっては準耐火建築物）とする。
体育館		平屋建てのものは、木造とする。	平屋建てのものは、木造（2,000 m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。	
文化施設（図書館、美術館、博物館等）		2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、木造（2,000 m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造（面積によっては準耐火建築物）とする。
公会堂、集会場、観覧場		2階建て以下で客席が200 m <sup>2</sup> 未満のものは木造とする。		
病院、診療所	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300 m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。		
	入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。		2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
社会福祉施設		法令の範囲内で可能なものは、木造とする。		
共同住宅（村営住宅等）		3階建て以下のものは木造（3階建てのもの及び2階建てで2階部分が300 m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。		2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造（2階部分が300 m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。
宿泊施設		2階建て以下のものは、木造（2階部分が300 m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。		
展示場、飲食店、物品販売所、観光施設（宿泊を伴わないものに限る）		2階建て以下のものは、木造（2階部分が500 m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。		
試験研究機関	管理棟	3階建て以下のものは、木造とする。		3階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
	試験研究棟	試験研究の内容等により判断し、可能な場合は木造とする。		試験研究の内容等により判断し、かつ設計上の工夫により可能な場合は木造とする。
倉庫		2階建て以下のものは、木造（2階部分が1,500 m <sup>2</sup> 以上のものは準耐火建築物）とする。		2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造の準耐火建築物とする。

## 別紙3

## 公共建築物の木質化推進基準

建築物の用途	内装等の木質化を行う主たる箇所
庁舎（研修所等を含む）	居室（事務室、幹部室、応接室、会議室、講堂、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
学校（校舎、セミナーハウス）	居室（教室、職員室、進路指導室、音楽室、図書室等）、玄関、廊下の壁面及び床
体育館	床、壁面、付帯設備（更衣室、トイレ等）の壁面
文化施設（図書館、美術館、博物館等）	居室（各種展示室、資料室、図書室、研修室、会議室等）、廊下、ロビーの壁面
公会堂、集会場、観覧場	居室（講堂、会議室、研修室等）、廊下、ロビーの壁面
病院、診療所	居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
社会福祉施設	居室（リハビリ室、図書室、研修室、面談室、娯楽室、入所者室、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
共同住宅（村営住宅等）	主たる居室、玄関、廊下の壁面及び床
宿泊施設	居室（宿泊室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面及び床
展示場、飲食店、物品販売所、観光施設	各種展示室、店舗等の壁面
試験研究機関	居室（事務室、幹部室、応接室、会議室、研究室等）、廊下、ロビーの壁面

※建築基準法、消防法等の法令及び各種指針で内装制限がある場合を除き、可能な限り木質とする。

別紙4

地元産木製品等の導入推進基準

◆地元産木製品を推進すべき施設	
学校	小学校、中学校等
保健福祉施設	児童福祉施設、障害者支援施設等
医療施設	病院、診療所等
運動施設	体育館、水泳場、武道場等
社会教育施設	公民館、図書館、美術館、博物館等
集会施設	公会堂、集会所等
共同住宅	村営住宅等
庁舎・研修所	庁舎、研修所、試験場等
その他	倉庫等

◆導入を推進すべき主な地元産木製品	
種類	用途等
机	事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用等
イス	事務用、教室用、会議室用、応接用等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	手すり、ローパーテーション、案内板、掲示板、傘立て、コートハンガー等

◆導入の基準	
各施設の新・増改築及び各種備品等の更新時に次のすべての仕様を満たす木製品を導入する。	
①県内で加工された製品であること	
②接着剤、塗料、木質部分以外の材料等は、環境に十分配慮したものが使用されていること。	
③その他、グリーン購入法特定調達物品の判断基準に適合していること。	